（第2号様式）

土　地　所　有　者　調　書

土地所在	地番	地目	地積	所有者名	土地登記簿上の住所 住民登録してある住所

（第1号様式）

供覧	月　日	受付職員		係長

担当職員

令和　　年　　月　　日

中 野 区 長　あて

申 請 者　　住所

　　　　　　氏名

実務取扱者　住所

　　　　　　氏名

　　　　　　連絡先　　　　（　　　）

境　界　確　認　申　請　書

＜土地境界＞　・　＜管理区域＞

私が所有する下記土地と、中野区管理の道路等との境界を確認願います。

記

1、 土地の所在・地番
中 野 区　　　　　　　丁目　　　　番

2、 申請理由

3、 添付書類
①. 印鑑証明書　　　　②. 現地案内図
③. 地図（公図）写　　④. 土地所有者調書
⑤. 現況実測平面図　　⑥. 土地登記簿謄本（全部事項証明書）
⑦. その他　　法人の場合は資格証明書、相続の場合は相続を証する書面
申請地又は隣接地の、地積測量図及び宅地分譲図等

受付	立会	証明

「注意」
1、 ＜土地境界＞・＜管理区域＞の欄については、該当するものに〇印を付けてください。
土地境界の確定を行う場合で、管理区域と一致しない時には管理区域についても同時に申請してください。

2、 裏面及び「申請者・実務取扱者の皆様へ」をよく読んで作成してください。

（参考資料）

◎ 申請書に必要な添付書類は、次の事項を順守し作成して下さい。

1 、 添 付 書 類

1） 印鑑証明書は、発行後3カ月以内のものを使用して下さい。

2） 現地案内図は、申請地周辺の目標や住居などが判り易い住宅地図等を添付してください。

3） 地図（公図）写は、発行後3カ月以内のもので、法務局（登記所）備え付けの地図（公図）又は地図に準ずる図面を添付してください。なお、インターネットにより収集したものを地図（公図）に替えることはできません。
上記地図（公図）の他に地図（公図）中に隣接土地所有者名（向三軒、両隣及び前面道路敷の範囲）、調査年月日及び調査者氏名を記入のうえ調査者の押印をしたものも作成し添付してください。

4） 土地所有者調書は、確認する箇所の両隣及び中野区管理の道路等を挟む反対側の土地並びに道路等の土地について登記簿等を調査し作成してください。
なお、中野区との打合せや現地調査により隣接土地所有者の立会及び協議が必要な場合は、境界確認申請の目的を説明し、立会同意を得てください。
（関係者全員の同意が得られなければ着手できません。）

5） 現況実測平面図は、現地の形状が明確に把握できるよう当該地及び隣接の道路、境界標（石杭杭等）、塀や家屋の形状、地物を明記した正確な実測図（縮尺は、100分の1又は250分の1とし、方位及び地番を記入する。）を作成してください。
なお、平面図には実測年月日、測量者の氏名及び資格登録番号を記入し、押印してください。

6） 土地登記簿謄本（全部事項証明書）は、発行後3カ月以内のものを使用し登記簿謄本記載の住所と現住所が異なる場合には、住民票、戸籍の附票、商業登記簿謄本及び住居表示変更証明書等沿革が判明出来る資料を添付してください。
なお、インターネットにより収集した登記情報をもって登記簿謄本に替えることはできません。

7） 相続が発生している場合は、相続人系図を添付のうえ相続人全員で申請してください。
なお、既に遺産分割協議が終了し、相続人が特定されている場合（遺産分割協議書の写しを添付する。）は、その相続人が申請してください。（相続人が判明できる戸籍簿謄本及び遺産分割協議書等の原本と写しを持参してください。 原本は、確認後返却致します。）
申請地又は隣接地に、境界確認に参考となるような地積測量図及び宅地分譲図等があれば、添付してください。

2 、 次の事項に該当する場合は、確認不能と成りますので、取り下げの手続きをしてください。

1） 申請書受理後、原則的に6カ月を経過しても道路管理者の責に帰さない理由で現地立会等の条件が整わない場合。

2） 申請者が、現地立会日までの間に、所有権移転等により境界確認の用件を失った場合。

3） 現地立会し確認後、原則的に3カ月を経過しても理由なく、土地境界図及び管理区域図が提出されない場合。

4） 取り下げの手続きについては、別紙取り下げ書を提出してください。

3 、 この申請書の提出及び問い合わせ先

〒164－8501

東京都中野区中野4－11－19

中野区都市基盤部道路管理課道路境界係

（TEL ） 03－3389－1111（代表）
（直通） 03-3228-5525

（E-mail） dorokyokai@city.tokyo-nakano.lg.jp

（第2号様式）

土 地 所 有 者 調 書

土地所在	地番	地目	地積	所有者名	土地登記簿上の住所 住民登録してある住所